

「プラザDeフリマ」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古郡リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）において常設型のフリーマーケット「プラザDeフリマ」を開催することにより、不用となったものをごみとせず、再利用による有効活用を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「不用品」とは、住民の日常生活において、一度使用され、又は使用されずに不用となった品のうち、再使用できるものをいう。

2 この要綱において「ハンドメイド品」とは、住民の手作業によって作られたオリジナルの品をいう。

(出店資格)

第3条 出店資格は次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 加古郡稲美町、播磨町、加古川市及び高砂市に居住している者であること
- (2) 18歳以上の者であること
- (3) 業としての販売を行う者でないこと（仕入を行い、販売する行為など）
- (4) 本要綱に定める事項及びプラザが定める注意事項を遵守すること

(出店期間)

第4条 出店期間は別途プラザが定めた年間予定表による。

(出店料)

第5条 出店料は、一期間で一区画300円とし、出店までに現金で徴収する。

(出店区画)

第6条 出店区画は原則 高さ30センチメートル×幅149センチメートル×奥行40センチメートルとする。また、中棚ガラスの分散荷重 15キログラム以下とする。

(出店者の決定)

第7条 出店者は、一般公募で決定するものとする。

- 2 出店希望者が募集数を超えるときは、二期連続で出店しようとする者を除外して、なお希望者が募集数を超えるときは、プラザ職員が2名以上で行う抽選により決定する。
- 3 プラザは出店者が決定した場合、速やかに出店希望者へその結果及び出店の注意事項について通知するものとする。
- 4 出店者が決定した出店を辞退しようとするときは、速やかにプラザへ申し出なければならない。なお、既に徴収した出店料は返金しないものとする。また、無断で出店を辞退した者は、次回以降の出店者決定に係る抽選の対象外とすることができる。

(販売品目)

第8条 販売できるものは家庭から出る不用品及びハンドメイド品とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、不用品及びハンドメイド品であっても、陳列及び販売することはできない。

- (1) 飲食物類（酒及びタバコを含む）
- (2) 動物及び植物類（種子を含む）
- (3) 薬品及び化粧品類（肌に直接触れるもの、石鹼や洗剤等を含む）
- (4) 違法コピー商品（偽ブランド品等）
- (5) 著作権及び商標権の侵害に当たるもの
- (6) 危険な物品（石油、ガス類、モデルガン、ナイフ及び包丁等）
- (7) トレーディングカード、金券及び各種チケット類
- (8) 動作確認のできない家電製品類（電池で動くものには、電池を入れておくなど）
- (9) PS マーク対象製品で、PS マークの付いていない製品（別添「PS マークの取り扱いについて」参照）
- (10) 陳列において、転倒など危険性があると判断できるもの及び重量物
- (11) プラザ内で他の出店者から購入又は調達したもの
- (12) 公序良俗に反するもの（差別、犯罪を助長するおそれのあるものやアダルト関係商品）
- (13) 区画内に陳列できないもの
- (14) その他プラザが不適切と判断したもの

（販売品の陳列）

第9条 販売品の陳列は、プラザの指定する期間にプラザの指定する方法で行う。

（販売品の撤去）

第10条 販売品の撤去は、プラザの指定する期間内に行う。なお、当該期間内に撤去されない場合は、その権利を放棄したものとしプラザで処分するものとする。

（売上の清算）

第11条 売上の清算は出店期間終了後、プラザの指定する期間内に行う。なお、当該期間内に受領しない場合は、「プラザDeフリマ」に係る維持活動費として使用するものとする。

（その他）

第12条 販売品に関する苦情については当事者間の問題とし、プラザは一切の責任を負わない。

2 万が一盗難及び破損等が発生した場合でも、プラザは責任を負わないものとする。

3 本要綱に定める事項及びプラザが定める注意事項を厳守できない場合や、他の出店者、来館者への迷惑行為等においてプラザの指示に従わない場合は、出店期間中であっても販売を中止し、以降の出店を断るものとする。なお、出店期間中に販売中止となった場合でも、出店料の返金は行わない。

4 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、出店者とプラザの協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は令和5年8月1日から施行する。